

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第60号 松崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第60号は、松崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして申し上げます。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） ちょっと話がよくわからないんですけど、本来定めるべき条例が定まっていなかったもので、改めてここで制定するということですよ。一般的に行政とか、こういう団体の給料にしても何にしても基本的にはそういう条例があってはじめて実行できるというふうに認識しているわけですけども、それが今までなくてもできたという根拠はなんだったのでしょうか。

○総務課長（山本秀樹君） これは、先ほどちょっと触れましたけれども、自治事務次官通知で、給与それから職員の数などを公表するような形をとるのが望ましいという通知がありましたので、それに基づいて給与や職員の数等について公表を行ってきたというものでございます。

それが、平成16年地公法（地方公務員法）の改正によりまして、公表の方法などを条例で定めるというような形になりまして、そこで定める必要があったわけですけども、当時の事情がわかりませんが、そこが定められていなかったということで、今回、地公法（地方公務員法）が改正された時の調査によって、うちの方で・・・、この近隣もそうなんです、定められていないというのがわかったので、定められていないところはすぐに定めるようにというような形になりまして、今回制定をするという運びになったということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） これは、今回定めるということになりましたけれども、今までもこれはだいたいやっていることですよ。新たに追加して、中身的にはということがありますか、こ

の中で。

○総務課長（山本秀樹君）　そうですね。先ほどちょっと説明をすればよかったです、ちょっと説明が抜けておりました。

第3条をご覧いただきたいと思いますが、そこに、その他を含めて11項目公表する内容があります。今までは、給与の関係につきましては月額であるとか平均額であるとか、そういうものを広報等、毎年載っていますけれども、そういう形でやっていたわけですが、この3条の関係でいきますと、(1)と(3)これにつきましては、公表はしておりました。ただ、それ以外のものについては、人事評価の状況とか、それから勤務時間、その他の勤務条件の状況、休業の状況、分限及び懲戒処分等の状況とか、そういうものについては、これから新たに公表していくというような形になります。

今までは、1番、3番等については公表しておりましたけれども、それ以外のものについては、今後新たにというような状況になります。

○3番（長嶋精一君）　これは、静岡県内の市町では、こういうふう指定されたのはどれだけあるのか。もちろん下田市、それから賀茂5町についてはどうか。そして、具体的には誰に指摘されたのか、どういう時に指摘されたのか、教えてください。

○総務課長（山本秀樹君）　これは、この地公法（地方公務員法）の改正によりまして、そういうので条例の定めがあるかないかの調査がありまして、そこでないというのがわかったということです。県による調査でわかったということです。

制定をしていなかったのは、やっぱり賀茂郡下の町になります。下田市は制定してありました。当時のその辺の経緯はわかりませんが、今回の改正によって、そういうところがわかったので、遅ればせながらということになりますが、新たに制定をしていくというものでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君）　今の課長の説明の中で、今まで公表されたのは、報告事項の中の1と3が公表されてきたということですが、問題は、僕は、うんと関心があるのは、この2番なんですよね。この辺に関しては、どのような形で今後記載されるんですかね。この辺はだいたい手順はできているんですか。何と言うんですか、公表の仕方の台本みたいなものは。その辺をちょっと聞きたいんですけども。

○総務課長（山本秀樹君）　一応ここは準則等の形によりまして、こういう形になっております。うちの方も今年度から人事評価を、実際の評価を始めるという・・・、今までは試行だったもの

ですから、正式に始めるのは今年度からということになります。今現在、公表等の仕方について事前の例をいろいろ調べましたけれども、あまり詳しくは公表されておりません。評価によって、例えばSランクが何人とかというような形で、Aが何人とか、Bが何人とかというような形でいくのか、どうこうするのか、その辺につきましては、今後他の市町の状況を再度確認しながらそこは検討していきたいなと思っております。

○2番（渡辺文彦君） これはあくまでも職場内のいろいろな状況を公表ということなんでしょうけれども、いま個人情報の問題というのがかなりあって、その辺の絡みで出せない部分もかなり出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はやっぱり考慮されるんですよね、当然。

○総務課長（山本秀樹君） 当然個人の名前等は出てきておりません。そして、要は・・・、例えば分限とか懲戒処分の状況とかというのは、もしそういう状況があれば、分限何件、懲戒何件という件数だけが公表されています。今までのほかのところを見ると。

ですから、研修も何件行ったとか、職員の研修を何件やったというような形で件数で、特にどういう名目の研修が行われたとか何とかというのはあまり記載はわれていないようでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますけれども、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 60 号 松崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---